

Junior High Schoolの発達過程に関する一考察

— Articulation 機能を中心に —

清水 一彦

はじめに

- | | |
|--|---|
| I. 中等教育制度改革と Junior High School | Ⅲ. Junior High Schoolにおける Articulation の実際 |
| (1) Junior high school の成立 | (1) 構造的側面 |
| (2) Junior high school の発達と中途退学者の減少 | (2) 内容的側面 |
| (3) Junior high school の定義 | (3) 運営的側面 |
| Ⅱ. Junior High School の目的と Articulation 機能 | Ⅳ. Junior High School における Articulation の課題 |
| (1) Junior high school の目的と基準設定 | (1) Articulation の問題の要因 |
| (2) Articulation 機能の理論的要請 | (2) Articulation の改善方策とその意義 |
- おわりに

はじめに

Junior high school は、「中世からの複線型学校制度に対する闘争史の最後のひとこま (the last chapter)⁽¹⁾」として、アメリカ社会の民主化を背景に誕生した学校であるといわれる。ヨーロッパの教育的伝統の最後の痕跡を取り除き、初等教育と中等教育との連絡を合理的にしようとして新しく junior high school が考えられたのである。そして、階梯原理に基づく単線型学校制度の一段階として制度上位づいた junior high school は、初等学校と中等学校との橋渡しをする学校として、学校制度の民主化の上で大きな貢献をした、と一般に評価されている。

ところで、19世紀のアメリカはまさに全生活の大変動期であり、その変動の中心は産業とくに工業の革命であった。とりわけ1860年代以降はその傾向が著しく、一大社会変化をもたらしたのである。この社会的、産業的变化は必然的に教育の分野にも影響を及ぼし、従来の教育目的・内容及び組織に重要な変化がみられるようになった。そして今世紀初頭にかけての教育の画期的な改造は、とくに中等教育を中心に行なわれ、一般にそれは「中等教育改造運動」として知られている。

この改造運動は、直接的には当時ハーバード大学の総長であったエリオット(Charles W. Eliot)の提案⁽²⁾を契機として始まったとされている。彼は、当時のアメリカの学校制度全体には無

駄が多く、とくに初等学校上級学年の算術・外国語・地理における浪費及び教授法の貧困さは high school ひいては学校制度全体の重大な障害となっており、それが結局において学校教育(とりわけ高等教育)をヨーロッパ諸国との比較の上でかなり遅らせている主要な原因であると指摘する。そして彼は、こうした問題を解決しアメリカの学問的水準を高めるために、中等教育の拡充・強化を主張したのである。

エリオットの提案は、その後 N E A の一連の委員会によって検討され、中等教育の早期開始を主眼に、主に上からの要求すなわちカレッジや大学など高等教育からの要望に応えるさまざまな勧告がなされたのである。そこには、中等教育を主として高等教育への進学者のための準備教育的機能ととらえ、学問的教科(academic subjects)の早期開始が要請されていた。これに対し一方では、当時の中途退学者の急増という現象を重視し、それまでの伝統的な 8-4 制における初等学校から中等学校への連絡が必ずしも円滑に行なわれていないとして、中等教育の機会の拡大を図ろうとする「国民的立場(national standing)」に立った下からの要求がみられるようになった。そこでは、主に中等教育を職業生活への準備の完成段階とする、いわば完成教育的機能ととらえ、むしろ職業的訓練の必要性が主張された。

中等教育改造運動は、こうした上からの要求と下からの要求という常に二重の克服すべき課題を含みながら展開していったのである。一般に、中等教育の早期開始を求める上からの要求は、8-4 制から 6-6 制へという制度改革を推し進めることになった。他方下からの要求は、伝統的な 8-4 制の枠内で主に小学校の上級学年における教育内容の整備を図り、職業関係教科を重視するとともに全体として一般教育年限を短縮する改革を企てた。このように、制度の段階的区分や教育内容の編成をめぐる両者は相対立していたが、いずれの場合も小学校の第 7、8 学年に改革の焦点が当てられていたことは疑いない。そして、改造運動が進むにつれ、それは初等学校と中等学校との接続・連絡といった articulation の問題として大きくとり上げられるようになったのである。

Junior high school は、この初等学校と中等学校との articulation を改善しその移行を容易にするために構想され、成立したのである。それゆえ junior high school の課題は、学校制度の一段階としてみずから中等教育の前期の学校の地位を確保するために、初等学校である elementary school と中等教育の後期段階の学校である senior high school との articulation を改善することにあったと考えられる。

本稿では、アメリカにおいて初等・中等学校間の articulation の問題が本格的にとり上げられたのは中等教育改造運動期であり、さらにその結果 articulation をより良くするための学校として新たに junior high school が成立したという認識に基づき、成立からおおよそ 1930 年代に至る junior high school の発達過程を articulation の観点から考察する。具体的には、junior high school の成立に伴う中等教育の機会の拡大を量的にとらえるとともに、junior high school の articulation 機能の役割の位置づけより、まず(1)どのような articulation の改善策が考え

られたのか、(2)また実際いかなる具体的措置や実践がなされたのか、を明らかにする。次に articulation は junior high school の目的・機能といった制度的特色と深い関係をもつと同時に、それが学校段階間のギャップに制度的工夫を試みるものである限り、学校制度の連続性あるいは全体としての統一性の問題とも関わるものであることから、(3) articulation の実際が、 junior high school の発達あるいは学校制度全体の発達にどのような影響をもつものであったか、を考察する。その際とくに、中等教育改造運動でみられた上からの要求と下からの要求が junior high school の articulation においてどのように反映されたか、についても併せて検討する。

なお、考察を進めるにあたって、その視点としての articulation を当時の中等教育改造をめぐる論議の内容とも関連させながら次の三側面に分類する。すなわち、制度の段階的区分を中心とする構造的側面、教育内容・方法などの内容的側面及びそれを効果的に運営するための手段としての運営的側面である。

I. 中等教育制度改革と Junior High School

(1) Junior high school の成立

Junior high school がはじめて制度として独立したのは、1896年インディアナ州リッチモンドの intermediate school であるといわれる⁽⁴⁾。そして、文字通り " junior high school " の名称をもった最初の中等学校は、1909年9月オハイオ州コロンブスにある Indianola Junior High School であった。この学校は第7、8、9学年を含む3年制の中等学校である。

翌年の1月には、カリフォルニア州パークレー市に同じく第7、8、9学年から成る3年制の Introductory High School が設置された。この学校は4つに分けられた市のそれぞれの地域の中心地に設置され、従来の high school に第10～12学年の生徒を収容しようとするものである。改革を中心的に進めた当時の視学官バンカー (Frank F. Bunker) によれば、この改革は第7～9学年に選択制の外国語、手工、体育、料理、裁縫、美術及び音楽をとり入れ、教科内容を豊富にするとともに教科担任制を導入し教授方法を改善させることに主眼がおかれるものであった。さらに、それは1893年の10人委員会 (Committee of Ten on Secondary School Studies、NEA) の報告書をはじめとする中等教育改造運動の中で出された一連の改革案や勧告を実行するものでもあるという⁽⁵⁾。一般に、この改革によってはじめて伝統的な8-4制に代わる6-3-3制の成立をみたとされている。

しかしながら、これらの改革はいずれも、従来の初等学校の上級学年あるいは中等学校の前期段階にその焦点が当てられていたものである。これに対し、中等教育全体にも関心を向けさらに上級の学校である junior college への移行をも考慮に入れた改革として有名なのは、1910年9月に始まったカリフォルニア州ロス・アンジェルス市の公立学校改造運動である。この運動は、

幼稚園から junior collegeに至る学校制度改革であり、体系上 K-6-3-5 プランとして注目される。3年制の intermediate schoolは、コース制をとり普通課程、商業課程、初級工業課程が設置され、第10学年との接続をも重視している。同市の視学官フランシス（J. H. Francis）は、3年制の学校の利点として次の6点を挙げている(6)。①教授法の改善。②教科担任制による学習。③初期青年期における生徒の社会的責任性の発達。④第7、8学年における男子教員の採用。⑤卒業後直ちに就職する生徒に対する職業準備教育。⑥とくに職業指導を重視した個々の生徒へのガイダンス。

このように、今世紀初頭には伝統的な8-4制に対する批判を直接的契機として起こった中等教育改造運動の中で、制度上あるいは内容・方法上の改善を含む中等教育の下方への広がりによって、中等教育の拡充・強化が図られようとした。そして、その中心的な役割を演ずる新しい学校として、junior high schoolが構想され成立したのである。

(2) Junior high schoolの発達と中途退学者の減少

1896年のインディアナ州リッチモンドの intermediate schoolを端緒とする junior high schoolは、その後1900年代末までに全国で10校設置された。そして、1910年代に入り次第に増加の兆しをみせ、とくに1918年以降急激な増加をみせるのである(表I)。

また junior high schoolを含む再編成された学校(reorganized school)の量的普及を、伝統的な学校(conventional school)との生徒比の側面からみると表IIのようなになる(8)。この表から、再編成された学校への生徒の通学率も1920年代から徐々に高くなり、早くも1930年には伝統的な学校とその比率はほぼ同じになり、その後それは逆転していくのである。

このように、今世紀初頭における中等教育の拡充・強化は、その量的普及という点からみれば、1920~30年にかけて急速に進み全国的規模で展開されていったことがわかる。しかもそれは、junior high school、senior high schoolの成立・普及によって達成されたのである。

次に、junior high schoolの成立及びその発展は、一方で中途退学者の減少と

表I Junior high schoolの学校数(7)

1910(年)	1914	1918	1922	1926	1930	1934
21(校)	122	557	1,475	3,112	5,129	5,884

表II 中等学校生徒の比率

	1910年	1920	1930	1938	1946
再編成された学校	1(%)	16.6	49.1	56.5	61.5
伝統的な学校	99(%)	83.4	50.9	43.5	38.5

表III グランド・ラピッズにおける第8,9学年の在学者数

年	第8学年	年	第9学年	進級率
1907-8	946(人)	1908-9	635(人)	67.1(%)
1908-9	1,039	1909-10	626	60.2
1909-10	1,035	1910-11	698	65.0
1910-11	992	1911-12	713	72.8
1911-12	1,072	1912-13	804	75.0
1912-13	990	1913-14	829	83.7
1913-14	1,140	1914-15	984	86.3
1914-15	1,097	1915-16	1,135	103.0
1915-16	1,296	1916-17	統計なし	—

いう結果をもたらした。表Ⅲは、ミシガン州グランド・ラピッツにおける第8、9学年度別在学者数の推移を示すものである(9)。Junior high schoolは1911-12年に設立されたが、それに伴い以後第9学年へ進級する者が次第に増加していることがわかる。この調査以外の多くの調査結果もまた、junior high schoolの成立に伴い第9学年へ進級する生徒が多くなり、中途退学者が減少している傾向を明らかにしている。こうした傾向は、さらに中等教育改造運動が本格化する1920年代以降より一層顕著である。表Ⅳは、第5学年の在学者数を100とした

表Ⅳ 公・私立学校児童・生徒の進級・進学率

第5学年在学者 (年度)	100% 1915年	100% 1923年	100% 1928年	100% 1933年	100% 1938年	100% 1943年
第6学年進級率	80	89	94	94	96	97
第7学年進級率	70	78	85	90	91	91
第8学年進級率	60	72	80	84	85	87
第9学年進級率	36	58	74	79	80	83
第10学年進級率	26	44	62	69	66	74
第11学年進級率	19	35	50	59	53	63
第12学年進級率	12	31	43	49	44	56
high school 卒業者の比率 (卒業年度)	—	27 1931年	38 1936年	46 1941年	42 1946年	52 1951年
高等教育進学者 の比率	—	12	14	14	*	22

場合のそれ以降の学年での在学者の割合を示した全国規模における調査結果である(10)。これによると、1915年には第5学年を基準にした場合、ほぼ初等学校を終える第8学年では中途退学者の割合は40%、第9学年では65%余りに達していた。これに対し、1923年になると第8学年で30%足らず第9学年で40%、さらに1933年には、それぞれ25%、20%前後と急速に減少している。全国平均でさえこのような中途退学者の減少傾向がみられることからして、先のグランド・ラピッツのように早くから junior high schoolを設立した地域では、その傾向がより顕著であったことはいままでもない。

「中等教育改造の主要な問題の一つは、中途退学者の原因を究明することにあつた(11)」とさえいわれたように、中途退学者の問題は中等教育改造運動の初期の大きな課題とされていた。その中で junior high schoolの成立は、中途退学者を減少させ学校の実力を維持する(holding power of school)役割を果たした。とくに第8、9学年の間の低い退学率は、初等学校から中等学校への進学者の増大を意味し、中等教育の量的拡大を裏づけるものであったといえる。

勿論、今世紀初頭の中等教育の驚異的な発展は、社会・経済の飛躍的な発展や教育行財政上の措置、科学・技術の進歩をはじめ(12)、国民の教育意識の高揚、雇用年齢の上昇さらには各州における義務就学法の整備など、さまざまな要因が働いている。と同時に、junior high schoolそれ自体こうした状況の中で、単なる一時の思いつきや流行ではなく年々根づよく発展していき中等教育の拡充・強化に大いに貢献したことも事実である。「知的民主化(intellectual democratization)」と呼ばれ、アメリカ文化の発展にも寄与したとまでいわれる今世紀初頭の中等教育の急速な発展は、junior high schoolに負うところが大きかったといっても決して過言ではないであろう。

(3) junior high schoolの定義

ところで、これまで junior high school と総称した中等教育の前期段階に相当する学校は、実際には州、地域によりその名称がさまざまである。例えば grammar school、lower high school、introductory high school、consolidated high school、pre-vocational school、あるいは departmental school と呼ばれる学校もみられた⁽¹³⁾。これらは intermediate school とともに “ junior high school ” の名称をもつ学校に比べ、数の上ではそれほど多くはない⁽¹⁴⁾。また、いずれも他に対して確固たる優越性をもつ名称でもなかったが、伝統的な 8-4 制に代わる新しい学校制度の下で、中等教育の拡充及び強化を図ろうとする共通点を有していた。一方 “ junior high school ” の名称をもつ学校は、1913 年に「教育における時間経済に関する委員会 (Committee on Economy of Time in Education)」の報告書が出された以後、急速にしかも多くの学校で採用された⁽¹⁵⁾。そして、 junior high school の発達の当初から、その名称は主流を占めるようになったのである。

さまざまな名称をもつ junior high school は、学年編成 (grade organization) においても成立当初からいろいろな方式をとっていた。表 V は、合衆国全体の junior high school の学年編成の推移を示すものであるが、1916 年では最も多い編成方式は第 7、8 学年の 2 年制であり、次いで第 7、8、9 学年を含む 3 年制となっており、この両者が全体の $\frac{3}{4}$ 以上を占めていた。しかしながら、10 年後の 1926 年には、第 7～9 学年の編成方式が第 7～8 学年のそれに代わって最も多くなり、それだけで全体の $\frac{3}{4}$ 近くを占めるようになる。

表 V Junior high school の学年編成 (16)

学 年	1916 年		1926 年		1930 年	
	学校数	%	学校数	%	学校数	%
7-8-9	64	34.8	814	73.5	1,288	72.4
7-8	77	41.8	167	15.2	204	11.3
7-8-9-10	7	3.8	78	7.0	196	10.9
6-7-8	11	6.0	22	1.9	60	3.3
そ の 他	25	13.6	27	2.4	44	2.1
合 計	184	100	1,108	100	1,792	100

さまざまな学年編成の方式がみられる主な理由には、各州あるいは各地域の事情に応じて最適な編成方式を採用していたことが挙げられる。これは裏を返せば、主に行政上、財政上の理由が先行し、いかなる学年編成をとるのが教育上最も効果的なのかという一定の根拠や主張が、当時の改造運動においては明確でなかったからであるとも考えられる。したがって、 junior high school の学年編成も未だ試験的な段階であったといえる。とはいえ、全体の趨勢としては第 7～8 学年編成から第 7～9 学年編成へと変わってきたことは明らかである。この事実は、中等教育改造をめぐる論議あるいは一連の勧告にみられた 8-4 制から 6-2-4 制、さらには 6-3-3 制を求める動きと一致するものである。

以上のように、 junior high school は、中等教育の改造という大々的な運動の中でとりわけ 1910 年代後半から 1920 年代の前半にかけて、“第 7、8 学年あるいは第 7、8、9 学年を含んだ

独立の（もしくは senior high school と共有の）校舎をもった”アメリカ独自の学校として、制度上確固たる位置を築き上げたのである。

II. Junior High School の目的と Articulation 機能

(1) Junior high school の目的と基準設定

では一体、junior high school の目標、目的、機能といった教育の具体的内容はいかなるものであったのか。これについて、以下とくに改造運動の全体の動向とも関連させながら述べることにする。

デイヴィス (Calvin O. Davis) によれば、19世紀末から始まった中等教育改造運動はその後の展開過程の中で、その目的・方法・内容においてそれぞれ特徴的な段階をもつという⁽¹⁷⁾。すなわち、19世紀後半から1900年にかけての第1段階は、主に大学関係者のイニシアティブにより、卒業後専門的、実際の生活へ入るカレッジ学生の教育期間を短縮することを目的としていた。この目的のために、従来の形態や外部の圧力を厳しく批判しより良いものを築く方法ととり、中心的な関心は学校改造の外部的組織（形態）に関係するものを内容としていた。それが1900年からおよそ1910年にかけての第2段階になると、主に公立学校当局のイニシアティブにより、とくに就職する生徒の準備教育を施すために小学校の上級学年及び high school の生徒をより多く確保することが目的とされた。それを実行するための方法として、積極的な教育理論やプランが形成され、学校内部の運営や個々の生徒の要求に関連した課題が中心的内容となる。さらに1910年代からの第3段階は、改造運動のイニシアティブは専門的教育学者たちの手に移り、いかなる学年にあっても生徒の個々の特性を発見しそれぞれにより多くの適切な教育を施すことが目的となる。その方法としては学校実験などの方法が採用され、そこで得られた結果に対して理論を実際に適用したり、あるいは実験の過程を分析し後の運営に役立てたりする。そして教科内容や教授方法、学習精神に焦点を当てた内容が重視されるようになった。

このような中等教育改造運動の展開過程に対応して、上述の第3段階に当たる1910年以降とりわけ1910年代後半より junior high school の目標・目的及び機能が次第に明確にされてきた。中でも「中等教育改造委員会 (Commission on the Reorganization of Secondary Education)」の1918年の報告書「中等教育の主要な原理 (The Cardinal Principles of Secondary Education)」は、当時あるいはそれ以後の中等教育全般に対して、実際多大なる影響を及ぼしたものであるが、その中で junior high school、senior high school という中等教育の二分化構想が支持され、それぞれの教育の具体的内容が次のように明示された。すなわち、junior high school は「生徒の適応性、特殊な才能及び素質を探索し、将来専心従事しようとする仕事に対する暫定的な選択を援助すること」である。また senior high school は「生徒が選択した職業分野において、

それぞれの訓練を施すこと」である¹⁸⁾。そこには、中等学校に職業教育機能を取り入れ、生徒の将来の職業生活への準備を junior high school と senior high school とで完成させようとする、いわば 6 年間の中等教育の完成教育的性格を強く要求する意図が含まれていた。これは、 junior high school に関してみれば、それまでの再編成論議の中でみられた初等学校との関連に重点をおいた完成教育的性格と同時に、 senior high school との結びつきをも強調し、その進学準備教育的性格をも要請したものであると考えることができる。すでにこの時期には、中等学校進学者も年々増え続けており、こうした状況をも考慮しながら同委員会は、 junior high school を学校制度の一単位として生徒の個人差に応じた職業選択を援助する中等教育の前期段階と位置づけたのである。これによって junior high school はまた、小学校と senior high school との中間学校として両校を結ぶ接続機能が強調されることになった。そして、 junior high school の具体的組織として同委員会は、分科的教育を徐々に導入すること、教科担任制・ガイダンスの下における選択教科の利用、教科別による進級、職業準備のためのコースの設置、さらには集団の幸福実現のためのイニシアティブを取り個人的責任感を発達させるべき社会的組織の必要性などを求めている。

ところで、一方ではまた1910年代後半から1920年代前半にかけて、州あるいは州を越えた広域組織において標準的な junior high school を規定したり勧告したりする動きもみられるようになった。代表的なものとしては、「北中部大学及び中等学校協会 (North Central Association of Collges and Secondary Schools)」の中等学校委員会によって1919年に規定された junior high school の基準がある。それによると、 junior high school は「第7、8、9学年から成る学校で、分離した(あるいは共有した)建物を有し、他の学校とは異なった独自の組織と管理の下で、分離された教師集団によって教えられる学校¹⁹⁾」であると定義される。そしてこのような学校は、次のような特色をもたなければならないとする。

- ① 伝統的な小学校よりも幅広い領域でしかも豊富な教育内容を明確にすること。
- ② 一定の指導を受けつつ、選ばれた学習の選択科目。
- ③ 教科担任制による授業。
- ④ 教科ごとによる進級。
- ⑤ 学問的学習、職業準備学習及び職業学習において、生徒一人一人の適性をみきわめること。
- ⑥ とくに秀れた生徒に対する特別な配慮と同様に、遅進児の特別な要求を考慮すること。
- ⑦ 特別指導学習 (supervised study)²⁰⁾ を取り入れること。

以上のような規定は、いくつかの州²¹⁾及び教育界一般の意見や主張の中にもほぼ共通してみられる。これらを要約すると凡そ次のようになる。まず制度の段階的の区分に関しては、標準的 junior high school は第7～9学年から成る独立した制度の一単位であり、小規模校あるいは地域の事情によっては第7～12学年もしくは第7～8学年という6年制、2年制の形態をとる学校である。次に内部的組織のうちカリキュラムについては、伝統的な学問的教科 (academic subjects) と

ともに実際の教科 (practical subjects) を重視し、生徒に広汎な経験を与え、しかも選択科目を採用することとなっている。また教授方法としては、教科担任制を徐々に導入することや特別指導学習の計画をもち込むことを挙げている。さらに進級の方法は、学年によってではなく教科によることも強調されている。いずれも教師及び生徒の個人差に応じるためにとられたものである。このような制度的、内容的諸要素の必要性を生じさせる junior high school の到達目標 (goal) は、主要には学校制度の民主化の実現であるということが多くの論議の一致した結論であった。

(2) Articulation 機能の理論的要請

学校制度の民主化の実現という目標は、換言すれば中等教育の大衆化の要請であり、それは junior high school の articulation の問題としてとらえることもできる。というのは、そもそも junior high school 成立の直接的動機が、中途退学者の増加という当時の現実的状况の中でその原因の究明におかれ、その結果初等学校と high school との間のギャップが大きいくちが多くの論者によって指摘されたからである。伝統的な 8-4 制における両校間の、学問の基準 (standards of scholarship)、カリキュラム、教授方法、管理・運営等において著しく相違点がみられ、そのため生徒の移行が急激となり、結果的に中途退学者を増加させ、学校を魅力のないものにさせてしまったと考えられたのである。そして、初等学校と high school との間のギャップを解消し生徒の移行をスムーズにし、より多くの生徒を中等学校へ留めることによって中等教育の拡充・強化を図ろうとする願いは、全国的規模の改造運動を展開させ junior high school を成立、普及させることになった。それゆえ、articulation は、 junior high school 成立当初から最も主要な機能として、またその究極的な目的を達成すべき重要な問題として考えられていた。これについては、すでに早くから多くの教育論者の意見や主張の中にもみられるので、とりあげてみよう。

まず、ジョンストン (Charles H. Johnston) は、 junior high school の主要な目的は「公立学校制度が完全に民主化されるために、初等教育から中等教育への漸進的移行を提供すること」にあるとし、その実現には「 junior high school が初等学校と中等学校の両者の教育内容、方法、管理あるいは校風をとり入れるべきである」と主張している⁽²⁾。またジャッド (Charles H. Judd) は、従来の小学校と high school との間において

- ① 校舎、管理の面で分離している、
- ② High school の生徒は、小学校の児童より多くの自由を与えられている、
- ③ 教師、管理者においても high school の場合、ほとんど専門家 (specialist) で占められており、しかも彼らは小学校の種々な出来事に関心を示さない、

ことなどを挙げながら、これらを学校制度の非民主的な部分であると批判する。そして彼は、新しい junior high school について「小学校と high school との間の溝に橋をかけることによって、

学校制度の民主化を実現すべきである」と主張した⁽²³⁾。ジャドと同様に、ヴァン＝デンバーグ（J. K. Van Denburg）も、従来の学校制度における初等学校と中等学校との接続の失敗は、重大な学校の実力の損失（loss of power）を招いているとし、具体的には次の4点を指摘し批判している。

- ① 小学校では、学習の道具（tools of learning）の修得に余りにも長い時間を費やし、卒業後児童の有用となるものについてはほとんど無視している。
- ② 小学校のカリキュラム規定は比較的統一されておらず、それが児童の新しい分野に対する意欲あるいは彼らの特殊な才能や素質の発見を妨げている。それゆえ、実際児童の high school コースの選択は盲目同然であり、偶然事のようになっている。
- ③ 児童生徒の扱われ方において、両校には、かなりの相違がある。
- ④ 両校の教科の溝が深く、余りにも突発的である。

彼はこのような現実の状況を踏まえた上で、初等学校と中等学校は「堅いシャフトによってではなく柔軟な連結、幅広い結合（flexible coupling, universal joint）によって統一されるべきである」と主張する。中でも彼は、カリキュラム組織の改善を最優先し、それは junior high school によって達成されるものであると考えた⁽²⁴⁾。

Junior high school の articulation 機能を、より具体的に明らかにしているのは、イングリス（Alexander Inglis）である。彼は有名な著書「中等教育の原理（Principles of Secondary Education, 1918）」の中で、junior high school を「初等、中等の両教育間の co-ordination と articulation とをより良くし、また学校制度における前後の学年を漸進的にするための学校」ととらえ、この目的を達成するために次のような具体的な計画の必要性を説いている。

- ① 教材や教授法と関係ある限り、前後の学年の関係を密接にすること。
- ② 小学校の学級担任制から中等学校の教科担任制への変化を徐々にすること。
- ③ 早期の学年における指導を主体とした学習から、上級学年での主導性、独立独行、責任性を有する生徒自身を主体とした学習にすること。
- ④ 新教材を徐々に導入し、旧教材との関係を密接にすること。
- ⑤ 選択制を徐々にとり入れること。
- ⑥ 教授法や生徒をとり扱う方法を漸進的に変化させること。

そこでは彼は、こうした articulation はとくに第6学年と第7学年との間に多大な注意を必要とすることを強調している。

以上の各論者の主張あるいは先にとりあげた junior high school の基準の規定にもみられるように、理論の上では junior high school の articulation は、ほぼ共通して確立されていたことができる。しかも、それが単なる行政上の改革や学校制度の区切りの改善だけで達成されるものではなく、カリキュラム、学習指導の方法や運営面における工夫によって解決されなければならないと考えられていた点は注目すべきである。デイヴィスの指摘にもみられたように、中等

教育改造運動の初期においては、主として学校制度の構造的、行政的側面の改革に重点がおかれていたものが1910年も半ば以降になると、教育理論や心理学の研究の発達に裏づけされ、生徒個々の特性や能力に応じた教育に焦点を当てた教育内容、方法あるいは運営面の改革に力点が移されたのである。したがって articulationの観点からみるならば、その理論的要請も少なくとも、制度の構造的側面から次第に内容的側面あるいは運営的側面へとその重点を変えてきたといえるであろう。では一体、初等学校と中等学校とのギャップをなくしその移行を容易にするための articulation機能は、 junior high schoolにおいて実際どのように発揮されていたのであろうか。以下この点について、構造的側面、内容的側面、運営的側面の三側面から、いくつかの実態調査を中心にとりあげながら考察する。

Ⅱ. Junior High Schoolにおける Articulationの実際

(1) 構造的側面

Junior high school成立に伴う学校制度の段階的区分の変更によって、初等学校と中等学校との間に連繋や統一はどのように改善されたのか。まず articulationの構造的側面について考えてみたい。

スポールディング (Francis T. Spaulding)、フレデリック (O. I. Frederick)、コース (Leonard V. Koos)らによって作成された報告書「中等教育の改造 (The Reorganization of Secondary Education, 1933)」は、全国レベルにおいて長年、中等教育改造運動の効果・影響等を一般的かつ総合的にまとめ上げた興味深い調査研究である。同報告書では、伝統的な8-4制及びそれに代わる新しい6-6制、6-2-4制、6-3-3制、6-3・3制等全国各地でみられるさまざまな学校制度について、それぞれの教育の比較検討を行なっている。それによると、伝統的な学校と再編成された学校との比較については、「(両者の)最も顕著な違いは articulationに関してである²⁶⁾」という。すなわち、未だ8-4制をとる学校では、小学校と high schoolとの間の溝はかなり深かったのに対し、再編成された学校においてはそれが以前と比べ、かなり改善されてきたのである。次に再編成された学校間における junior high schoolと senior high schoolとの articulationの比較では、中等学校が分離しない6-3・3制の学校においてその機能が十分に発揮されていた。以下6-6制、6-2・4制と続き、6-2-4制あるいは標準的な6-3-3制はそれらに比べ劣っているという結果が出ている。

Articulationの構造的側面を考える場合、地域によって異なる学校制度をとっている限りその地域差を無視することはできない。一般に、6-6制は主に地方の小さな学校において、6-3・3制、6-2・4制など同一校舎内で管理・運営される中等学校は平均的もしくは比較的小規模な地域で採用された。これに対し新たに junior high schoolを設立する6-3-3制あるい

は6-2-4制は、主に都市を中心に採用されてきた(27)。特に後者については「新案は、現在の組織を改善しても得らるべき結果を新施設によらんとするのであるからぜい沢なやり方である。心理学的にみれば、児童の心理的発達は一時的ではなく漸進的であるのに、新施設は急激な変化をとるきらいがあり、これは心理的発達に反するものである(28)」という批判や、「junior high schoolの確立は、結局は、ある意味では従来一つであった溝を二つに増やした(29)」という指摘さえみられた。しかしながら、articulationという観点からすれば、たとえこうした批判があったとしても学校制度の構造的ギャップに制度的な工夫を試みたことは注目しなければならない。

(2) 内容的側面

Junior high schoolは、その成立当初から「もし校舎や管理上の単なる変革だけが行なわれ、従来の第7, 8, 9学年の学習計画(plans of work)が変革されないままであるならば、それは改善されたことにはならない(30)」というヴァン＝デンバーグの言葉に代表されるように、多くの教育論者によってarticulationの内容的側面に理論的要請の重点がおかれていた。構造的articulationを実質的に裏づける内容的articulationの実際の状況はどのようなものであったのか。先の報告書では、この点について“junior high schoolと小学校との間における教科内容、教授方法及び教科外カリキュラムでのarticulationは、全体的に十分になされていない”と結論する。すなわち、junior high schoolの第7学年と小学校の第6学年との間の溝は、junior high schoolにおいてさまざまな教科の導入あるいは選択科目の機会を設けることによって幾分取り除かれているとはいえ、そこには教科による進級制度の急激な導入、両学年における教科担任制の極端な違いが依然としてみられるとしている。

North Central Associationによる調査は、さらにその具体的状況を明らかにしている。調査した293校のjunior high schoolのうち内容面での変更の状況は表Ⅵのとおりである(31)。

これによると、教科担任制、教科ごとの進級あるいは工芸・家政などの実際

的分野、音楽、絵画などの教科はほとんどすべての学校でみられることがわかる。しかしながら、デイヴィスも指摘するように、これらはすべてjunior high schoolが成立する以前の多くの学校制度においてもみられていたものである。むしろ、特別指導学習、選択科目制、職業指導といったjunior high schoolの教育の主要な原則として考えられてきたものの割合がそれは

表Ⅵ Junior high schoolの内容の変更

	変 更	学校数	%
1	教科担任制	285	97.3
2	教科ごとの進級	241	82.3
3	特別指導学習(supervised study)	173	59.0
4	選択科目制	153	52.2
5	職業指導	136	46.4
6	第9学年より下の学年での中等学校の教科の導入	81	27.6
7	第9学年より下の学年での実際的分野	260	88.4
8	第9学年より下の学年での音楽と絵画	221	75.4
9	第9学年より下の学年での商業的学習	49	16.7
10	第9学年より下の学年での特別な職業的学習	15	5.1

ど高くないことに注目しなければならない。またこの調査結果だけでは明らかにすることはできないが、一般に junior high school内において第7, 8学年で必修教科であった実際の教科を第9学年まで継続する学校も少なかったといわれる(32)。

次に、junior high schoolの確立によって小学校のカリキュラムあるいは学習計画にどのような変化がみられたのであろうか。ブリッグス(Thomas H. Briggs)らの調査は、この点について255の都市から下表のような結果を得ている(表Ⅶ)(33)。

表Ⅶ Junior high school成立に伴う小学校の教育内容の変化

	カリキュラムあるいは学習計画の変化	都市数		カリキュラムあるいは学習計画の変化	都市数
1	なし	132	12	英語	11
2	junior high schoolの要求に応えた	3	13	文法	3
3	コース選択制(elections)を加えた	2	14	外国語の導入	17
4	無駄な教科を取り除き単純化した	9	15	歴史	4
5	本質的要素を含む基礎的なものを多くした	12	16	公民科	1
6	以前と完全に変わった	8	17	地理	6
7	応用的な科目を増やした	1	18	一般科学の導入	8
8	産業的学習を増やした	19	19	算術	12
9	選択科目を多くした	2	20	代数学	2
10	教科担任制をとり入れた	1	21	絵画	1
11	junior high schoolのように組織した	1		合計	255

上表から明らかなように、半数以上の都市において小学校の教育内容に変更がなかった。ブリッグスによれば、従来小学校で教えられていた教育内容を広範囲に変化させた学校は、全体のわずか10~15%にすぎなかったという。このように、junior high school成立後の内容的 articulationは、概して小学校のとくに上級学年における教育内容に際立った変更がみられなかったという事実によっても、十分なものではなかったといえる。

ところで、これとは対照的に junior high schoolとsenior high schoolとの間における内容的 articulationは全体的にかなり進められていた。スポールディングらの報告書によれば、それぞれの生徒の要求に合った教科・教材の提供、教科ごとによる進級の機会、教科担任制の導入の割合等において第9学年と第10学年とは極めて類似していることや、senior high school進学者が彼らの特別な要求によっては junior high schoolの教科を履習できることなどによって、両校間の教育内容、方法に関する内容的 articulationは多分に促進されているという。ブリッグスもまた、junior high schoolの第7, 8学年に選択科目として外国語、英作文及び‘古典’、商業コース、技術・家庭、一般化学や数学等を導入することによって、教科内容の articulationに努力している状況を明らかにしている。そして、とくに1916年以降ニューヨーク州、バーモン

ト州などの州をはじめ多くの都市においても、 junior high schoolで教えられる教授要目(syllabi)を設定することによって、両校間の articulationはさらに改善されてきているという(34)。

(3) 運営的側面

内容的側面での articulationと同様に、それを効果的ならしめる運営的側面での articulationについても、 junior high schoolと小学校とのそれは、 senior high schoolとの場合に比べ当初から不十分であったという指摘が多い。スポールディングらの報告書では、 junior high schoolと小学校との間においてそれぞれの教師による会合が設けられていない、また両校の教師から構成され教育内容や教授方法の決定・修正を行なうカリキュラム委員会がほとんど設置されていないとして、その articulationを効果的に運営する措置がとられていないことが明らかにされた。一方、 junior high schoolと senior high schoolとの運営的 articulationに関しては、両校間の教師の中でいくつかの会合が設けられ、また senior high schoolの教師が、 junior high schoolの教育内容を検討する委員会のメンバーとして任命されている。さらに両校とも、少なくとも教育内容や教授方法の統一についてその役割を果たす管理者、教科主任等を共通してもっており、これらの諸措置によってその articulationをより一層促進させる努力がみられるとしている。

しかしながら、監督・指導(supervision)という点に関しては、両校の articulationは必ずしも満足なものではなかった。ブリッグスはこれについて、どのくらいの教科において senior high schoolの代表による積極的な指導があるのかを明らかにしている(35)。それによれば、調査した215校の junior high schoolのうち60.9%に当たる131校はそのような指導はなく、半数以上の教科において指導がある学校はわずか42校(19.5%)、残りは半数以下の教科あるいはわずか2~3の教科においてのみ指導があるとなっている。一方デイヴィスは、授業は誰によって監督・指導されているのかを調査によって明らかにしている(36)。それによれば、North Central Associationに属する junior high school 293校のうち、教育長によるものが27%、 junior high schoolの校長によるものが57%、 senior high schoolの校長によるものが24.6%、「その他」によるものが6.5%となっている。

“Supervised study”とか“supervision of study”とか呼ばれる特別指導学習は、 junior high school成立当初からそれを特徴づける主要な内容の一つとして強調されてきた。このような新しい指導方法を取り入れ効果的に運営する手段として、両校間の教師による日常の会合とともに専門家による定期的な指導活動が重要なものと考えられるようになった。しかしながら、全体としてそれは未だ実践の段階には至らず、したがって初等・中等学校全体の教育の統一性を図り、生徒の学習の継続性を保障すべき学習指導という点では、なお課題として残されていたといえる。

以上、 articulationという観点から junior high schoolの初期の発達状況をみた場合、学校

制度の構造的、内容的及び運営的側面において、小学校とのそれは、理論上要請されていたものとはかなりかけ離れた部分が多かったことがわかる。一方 senior high school との articulation については、小学校との場合と比べて教育内容、方法あるいは運営面における調整・統一の努力が比較的多くみられた。とはいっても、依然として junior high school の第 7・8 学年と第 9 学年との間の教科内容には多少のギャップも存在しており、さらには senior high school との間において、「たてこたえ調査がなされたとしても、それが個々の生徒に対して、種々様々に適応するだけの十分な柔軟性をもっているかどうかは甚だ疑問である(37)」といわれるように十分なる意味において未だ articulation は効果的なものとはなっていない。こうした状況に対しては、junior high school は初等・中等学校の「両者の間の溝を一年先に延長したに過ぎない(38)」という厳しい批判さえみられた。

では一体、junior high school の articulation 機能の不十分さの要因は何であったのか。すなわち、初等学校から中等学校への漸進的移行を図るという junior high school の目的と現実の教育状況とのギャップは何に起因するのか。以下、とくに小学校との関連においてそれを考えてみよう。

IV. Junior High Schoolにおける Articulationの課題

(1) Articulationの問題の要因

すでに多くの教育論者も指摘していたように、articulation は単なる制度の段階的区分の変更や行政上、管理上の部分的改革だけによって達成されるものではない。むしろそれは、制度上の改善とともに教育内容、方法等の改革によって解決されるものである。多くの調査結果は、junior high school の成立によって構造的 articulation は以前より改善されたことを明らかにしている。しかしながら、内容的あるいは運営的 articulation については反対に多くの問題点が指摘されていた。したがって、この意味では junior high school の実際の教育における *in-articulation* の重要な問題はその内容・運営面に関係したものであるといえる。勿論、児童・生徒の発達段階と学校体系の区切りという制度上の大きな問題もあるが、当時はむしろ内容・運営面の方がより重要な問題となっていたのである。

ところで、NEA の「アメリカ教育における各単位間の接続に関する委員会 (The Articulation of the Unit of American Education)」は、1929 年の報告書の中で、いくつかの調査結果に基づき articulation の問題点を挙げている。それらを要約すると、まずカリキュラムに関しては次のようになる(39)。

- ① 異なる教科間の連絡に欠ける。
- ② Junior high school の教科内容は、小学校のそれと比べより抽象的である。

- ③ 遅進児に対する教科内容が乏しく、またその配慮に欠ける。
- ④ 探究的教材が少ない。
- ⑤ 州が指定する教科書は、ときにさまざまな能力をもつ生徒集団に適さない。

また教授方法に関しては、次のことが指摘されている。

- ① Junior high school では、教室での復誦課業 (recitations) が長く、独立学習や家庭学習が、いっそう多く要求されるにもかかわらず、それへの対処が十分なされていない。
- ② 急激な教科担任制に対する生徒の適応が困難である。
- ③ Junior high school の教授方法は、senior high school との類似性が大であるが、小学校とはほとんど類似性をもたない。
- ④ 小学校と比べ過重な時間割を伴っている。

その他これらに関連して、同報告書はカリキュラムあるいはコース選択において生徒、親、カウンセラーとの間の緊密な協力関係が築き上げられていないこと、小学校と junior high school との学習計画を協力して進める委員会が設置されていないこと、さらには教員養成の問題についてもとりあげている。

以上のようなカリキュラム編成、学習指導の方法に関する問題点、あるいは異なる学校間の教師による相互協力等の欠如は、確かに junior high school のカリキュラム、方法等においてなお試験的な時期であり、各州各地域によって必ずしも承認された共通なものになっていない状況もあるが、根本的には junior high school 設立に対する基本的姿勢から生じていると思われる。すなわち、それは小学校との関係よりもむしろ senior high school との関係の上で考えられていることである。このことは、中等教育が未だに高等教育によって左右されていることと深いつながりをもつ。事実、senior high school の教師は junior high school の課程 (course) の決定権を有するが、逆に junior high school の教師は senior high school の課程に関しては何ら影響力をもっていなかった。したがって中等教育段階における両校間の articulation も、一般には上から下へという方向で進められていたのである。また第 9 学年と第 7 , 8 学年との教科内容、選択科目の配分等に依然として溝がみられ、むしろ第 9 学年は senior high school に極めて類似していたという事実も、すでに第 9 学年が当初から senior high school さらには高等教育への進学準備教育に主眼がおかれようとしていたことを示すものである。そして、この傾向は改造運動のその後の進展に伴う中等教育進学者の増大によって、いっそう強くなる。

ところで、junior high school の articulation が問題となる要因の一つとして、具体的には初等学校から中等学校への進学が明確な基準をもたないで行なわれていることがしばしば指摘される。伝統的な進学の方法は、小学校の課程を修了している生徒は無条件で次の段階へ進学できるものであった。Junior high school 成立後も、大多数の学校ではこの方法を取り、小学校の修了証書と教育長の証明書が必要とされるだけで、住民であれば州内の junior high school にすべて無条件で入学が許可された。そして教育長の多くは、明確な基準なしに生徒を初等学校から中等

学校に進学させていたのである。

このような状況の中で、先の中等教育改造委員会は、進学・進級 (promotion) に関して次のように報告している。すなわち、「中等学校は、いかなる点においても発達し、初等学校よりも中等学校からより多くの利益を得るすべての生徒に対して、その入学を認め適切な教育を施す⁽⁴⁰⁾」と。こうした理論的要請は、すでに1910年後半には次第に実現する方向に向かっていた。デイヴィスによれば、調査した293校のうち36.9%に当たる108校の junior high school において、第6学年を修了する前に、生徒の入学を認めているという。そして彼は、その試みは従来の知的到達度と同様に生徒の身体的発達や暦年齢に基づく方法であるとして、これによって進級は個々の要求に基づくものになってきたと指摘する⁽⁴¹⁾。こうした動きは、児童・生徒の成長発達の事実とくに青年期の特徴や個人等に関する当時の新しい研究の結果と関連してみられるようになった。しかしながらその動きは未だ一部であって、実際には他のいろいろな条件が存在していた。

ブリッグスの調査によれば、調査した250校の junior high school への入学の必要条件は次の表Ⅷに示される⁽⁴²⁾。この表から、実際には進学の条件は州、地域によって必ずしも一様ではなく種々様々である。またカリフォルニア

表Ⅷ Junior high school 入学の条件

条 件		学校数	%
1	第6学年の修了	100	40
2	他の条件	150	60
ア	生徒の成熟	5	3
イ	所定の年齢を超えている	70	47
ウ	身体の発達が著しい	3	2
エ	学力が劣り所定の年齢を超えている	5	3
オ	個々の要求に基づく	15	10
カ	教育長や以前の教師・校長の推薦	15	10
キ	相当な学習能力をもつ	23	15
ク	その他	40	27

州やバーモント州のように、第6学年の修了を学校法 (school law) に規定しているにもかかわらず、現実には右表のような年齢制限などの他の要件を認めているところもある。Junior high school 成立後しばらくは、第6学年修了以外の変則な進級 (irregular promotion) がとられ、中でもいろいろな事情により学力の遅れた児童・生徒を大規模校の junior high school へ進学させたり、年齢を超えた生徒を進学

させたりする場合は多かった。こうした変則な進級方法がとられる原因は、児童・生徒自身にあるのではなく、むしろ多くの小学校の各教科において明確な学力の基準といったものが確立されていなかったことにあるといわれる⁽⁴³⁾。そして、この進学・進級の方法の基準の不明確さが、小学校と junior high school との articulation を妨げる要因となっていたと考えられる。そればかりか、 junior high school の教育それ自体にも大きな問題点を残したのである。

(2) Articulationの改善方策とその意義

Junior high school のとくに小学校との articulation の現実の状況は、再びその改善方策の必要性に迫られた。例えば、先の N E A の報告書では、まず articulation の内容的側面について、

- ① 第7学年では、選択科目を導入しないこと、
- ② 小学校の中間学年から2～3の教科において、教科担任制を導入すること、
- ③ Junior high schoolの教科担任制は漸進的であること、
- ④ 教科学習と教科外活動とのバランスをとること、
- ⑤ 第7学年でホーム・ルームの時間を設けること、

などを改善策として挙げている。また、運営的側面についても、

- ① 児童・生徒の記録簿を重視すること、
- ② 小学校の教師が junior high school を訪問し、その学校に関する情報を得ること、
- ③ 新入生に対して上級学年の生徒が、助言者として割り当てられること、
- ④ 生徒の学校生活全体に直接責任を負うホーム・ルーム教師やカウンセラーを設け、その指導に当たらせること、
- ⑤ 両校の教師やカウンセラーの緊密な協力関係を築きあげること、

を挙げている。その他、 junior high school では思いやりのある秀れた教師を用意し、また週一回の全体集会を開くことをも強調している(44)。

これらの多くは、すでに junior high school の articulation に対して多くの論者によって理論上要請されていたものであるが、そこではあまりとりあげられなかった新しい事項、とくに運営的側面での改善方策あるいは教師の役割の強調といった点は注目しなければならない。すでに一部の学校では、早くから小学校との溝を埋めるために、 junior high school に入学する生徒に対し、教育委員会あるいは教師によって作成されたカリキュラムやその学校のあらゆる情報に関する案内書を配布したり、また急激な教科担任制への移行を緩和させるために、ホーム・ルームの教師を設け（とくに第7学年では教師と生徒との話し合いの時間を重視し）たりしていた(45)。さらに、カウンセラーや学科主任をおき生徒の新しい学校生活での適応の困難さを解消したり、各教科の教師を助け移行の際生じる諸問題を解消させる方法をとる学校もあった。

こうした運営的側面での実践例にもみることができるよう、 articulation をより良くし生徒の移行をよりスムーズにさせる際、最も重要な役割を演ずるのはとりわけ教師である。NEAの報告書も「 junior high school のより複雑な生活に、(生徒を)適応させる際の最も重要な要素は、まさしく教師である(46)」とうたっているように、教師は生徒の学習指導、生活指導、進路指導において重要な位置と役割を担う。そして、それらの円滑な運営のためには、それぞれの生徒の家庭環境を理解し、生徒の能力・素質・性格等をよく知ると同時に、全体として青年期の心理学を学びながら常に生徒との間に溝をつくってはならない。加えて、両校の教師間では、それぞれの学校を互いに訪問したり、定期的な会合を通じて相互理解、相互協力の関係をうち立て、これによって生徒の容易な移行を促進する努力が要請されるのである。

Articulation の内容的、運営的側面における教師の役割の重要性は、一方では制度上、組織上の改善をも伴う。すなわち、秀れた指導能力と資質を育成する教員養成の問題である。ニューヨ

ーク州のローチェスターに設立された Washington Junior High School は、この点においてすぐれた典型的な学校として有名であった(47)。まず設立の一年前には、この学校に採用されることになっている教師が養成のための講習に参加し、多くの教師は、さらに夏期には大学で養成のための教育を受けていた。また、小学校において秀れた知見と豊かな経験をもった二人の校長が任命され、一人は一般的な管理の面に、他の一人は教師とともに学習計画の立案・決定及び学習の指導助言にたずさわっていた。さらに、二校の high school から英語、現代外国語、ラテン語、数学、科学の学科主任が招かれた。彼らは勤務時間の半分を費やし、教師と協力して学校の教育目標に合ったしかも生徒の能力に適切な学習計画を開発したり、実際に授業を行ったりしてその学習指導にあたっていた。教育次長(assistant superintendent)や指導主事もまた、この学校に多くの時間とエネルギーを費やしていたのである。

Washington Junior High School の学校組織やその協力体制にみられる改革は、先の運営的 articulation の実践例とともに、当時においては決して一般的に行なわれたものではなく、ごくまれなケースであったといってよい。しかしながら、反面すでに早くから junior high school を設立する際にこうした綿密な学習計画が準備され、十全な教師の養成計画あるいは指導体制が構想され、それらが新しい学校の中心的なものとして考えられようとしていた点は改めて注目しなければならない。

おわりに

アメリカ独自の学校として誕生した junior high school は、ヨーロッパの教育的伝統の最後の痕跡を取り除き、初等教育と中等教育との連絡を合理的にするために、articulation がその重要な機能の一つとして要請された。そして、少なくとも原理の上ではその最後の痕跡が取り除かれたのである。

では一体現実はどうであったのか。本稿での考察から articulation の構造的、内容的、運営的側面に即して結論づけるならば次のようになるであろう。すなわち、中等教育改造運動及び junior high school の成立によって、制度の構造的側面からみれば、確かに伝統的な 8-4 制下における場合より初等・中等教育の articulation は改善されたとみることができる。中等教育への進学者の増大、中途退学者の減少等は、それを裏づけるものであった。しかしながら、内容的側面からすれば、必ずしも理論どおりにいかずとくに junior high school の小学校との articulation は、全体的にはそれほど改善されたとはいえなかった。その原因の一つは、小学校側に求められる。具体的には、小学校で教育プログラムの調整がなされなかったことや進級・進学の方法に明確な基準がなかったことである。ブリッグスの指摘にもあるように(48)、小学校が junior high school の確立のために十分な再調整の準備をしなかったにもかかわらず、junior

high school がうまくいっていたのは驚くべきことでさえあった。また原因の二つには、junior high school が常に senior high school との関係でとらえられていたことが挙げられる。これは、中等教育がなお高等教育によって左右されているという伝統的教育の結果であると考えられるが、とくに junior high school の第 7、8 学年と第 9 学年との間の教育内容におけるギャップが大きかったという事実によって示される。確かに、以前よりカリキュラムは豊富になり実際の教科も次第に多く採用されてきたが、なお教育の継続性という点では十分なものではなかった。内容的側面と同様に運営的側面についても、当初から理論的要請と現実の状況との間には相当なギャップがみられ、それは小学校との場合だけでなく senior high school との関係の上でも未だ多くの問題点をかかえていた。

このように articulation という観点からしても、junior high school の発達過程においてはどちらかといえば学校の制度上あるいは行政上の改革が先行するという形で進められてきたのである。その結果、構造的には 6-3-3 制下における junior high school での articulation が早くから確立されたが、内容的側面については、中等教育の大衆化が急速に進行する状況の中で、初等教育の改善あるいは senior high school との結びつきをさらに強化しながら、理論と現実とのギャップを埋める諸方策が改めて考えられるようになったといってもよい。そして同時に、異なる学校段階間の教師による会合や相互訪問、相互理解の機会などの articulation の運営的側面から内容的側面及び運営的側面へとその重点が移ってきたのである。それゆえ、初等・中等教育の実質的な articulation の問題は、およそ 1930 年頃までは未だ多くの解決すべき課題を残しており、その解決は junior high school が定着する 1930 年代以降に持ち越されたといえる。もっともそれは、junior high school そのものを批判し、これに代わるべき別の新しい組織を企てようとするものでは決してない。むしろ、既存の制度の下で junior high school の試験的段階において指摘された articulation の諸問題を解決し、生徒の能力と要求に応じ、さらにその教育に継続性を与えようとするものであった。

なお、生徒の個人的要求及び個人的差異に対して適切な教育を与え、しかもその教育の継続性を図るということは、とくに junior high school が発達する過程において最も重要な目的とされた。この点で、一部ではあるが、すでにその成立直後において、進級の方法に関して、その明確な基準が指摘され批判される中で、伝統的な形式的、機械的な方法に代わって個々の生徒の幸福 (welfare) に基づいた柔軟な方法がとられてきたことは注目しなければならない。また、典型的な例としてとりあげた運営的 articulation の実践例や Washington Junior High School での教授組織、教員養成等に関しても、とくに後者の場合はそれを実行する上で莫大な費用がかかるといった現実の財政的問題をかかえてはいたが、junior high school の articulation をより良くし生徒の教育の継続性を保障する方法として重要な意義をもつものであった。

Junior high school は、さらに 1930 年代以降の発達において、初等教育から中等教育への漸進的移行という特質を強調し、移行期としての学校の性格を一段と強く帯びていく。したがってそ

ここでは、articulation 機能はますます強く要請され、残された課題の解決の必要性に迫られていったのである。とくに第9学年の問題は、その後とくに1960年代の middle school運動が起こる直接的動機とも関連しており、常に「学校制度の問題児」として最も大きな問題の一つであったといえる。

最後に、いうまでもなく junior high school の発達は単に articulation という側面からだけではすべてをとらえることはできない。しかしながら、その成立から articulation が常に中心的な問題として考えられてきていることは疑いない。この意味で、今後さらに具体的事実を追いながら、高等教育を含めた全体の学校制度の中で、この問題を検討する必要があるだろう。

< 註 >

- (1) William A. Smith, "The Junior High School" The Macmillan Company, 1925, P. 181
- (2) 1888年全米教育協会 (NEA) のある部門会で「学校プログラムは短縮され、かつ豊富にされうるか」という題目で講演した内容である。
- (3) この間の具体的事情については、拙稿「Junior High Schoolの成立過程 — 初等教育と中等教育との接続関係をめぐって」(『教育制度研究 第9号』教育制度研究会 所収) 昭和51年 参照。
- (4) 宮地誠哉『アメリカ中等教育史』誠信書房 昭和41年 P. 68
- (5) William T. Gruhn, Harl R. Douglass, "The Modern Junior High School", Ronald, 1971, PP. 46 - 47
- (6) Ibid., P. 47
- (7) この表は、Calvin O. Davis, "Junior High School", World Book Company, 1924, P. 27 及び 宮地誠哉 前掲書 P. 69の表1をもとに作成したものである。
- (8) Robert S. Cilchrist and others, "Secondary Education for American Democracy", Rinehart & Company Inc., 1957, P. 83 及び Leslie W. Kindred and Associates, "The Intermediate Schools", Prentice-Hall Inc., 1968, P. 7
- (9) Thomas H. Briggs, "The Junior High School", Houghton Mifflin Company, 1920, P. 308, Table LXXIV なお表の中で、1914-15年の第9学年の進級率 103.0% は、義務教育法の成立に伴い教区学校の生徒が第9学年へ進級したためである。
- (10) この表は、文部省調査局『アメリカ合衆国の教育制度』(教育調査第61集) 昭和38年 P. 79の表3 及び Rudyard K. Bent, Henry H. Kronenberg, "Principles of Secondary

Education”, McGraw-Hill Book Company, 1966, P. 94をもとに作成したものである。

- (11) Rudyard K. Bent, Henry H. Kronenberg, Op. Cit., P. 91
- (12) 宮地誠哉 前掲書 P. 71
- (13) Thomas H. Briggs, Op. Cit., P. 46
- (14) North Central Associationの調査によれば、同協会に属する学校のうち再編成を企てた293校の名称は、' junior high school ' が168校(57.3%)、" departmental school " が46校(15.7%)、また6年制の' high school ' が12校(4.1%)、その他67校(22.9%)となっている。Calvin O. Davis, Op. Cit., P. 2
- (15) この報告書は、初めて中等学校を4年と2年の二期に区分した案を勧告したが、さらに同委員会の中心的メンバーの一人であったスザロー(Henry Suzzallo)は、中等教育を3年の junior high school と3年の senior high school に等分化する構想を打ち出していた。
- (16) William T. Gruhn, Harl R. Douglass, Op. Cit., PP. 51-52及び Francis T. Spaulding, O. I. Frederick, Leonard V. Koos, " The Reorganization of Secondary Education", U. S. Department of the Interior, Office of Education, Bulletin, 1932, No. 17, P. 53から作成。
- (17) Calvin O. Davis, Op. Cit., PP. 28-29
- (18) Leslie W. Kindred and Associates, Op. Cit., PP. 20-21
- (19) Calvin O. Davis, Op. Cit., P. 7
- (20) この方法は、要するに学校に自習時間を特別に設けて、教師が一定の個別指導をするものであり、中等教育改造運動と関連して採用されるようになった。
- (21) 例えば、マサチューセッツ州、ペンシルバニア州、ウィスコンシン州などが挙げられる。
- (22) William A. Smith, Op. Cit., PP. 161-162
- (23) Ibid., PP. 180-182
- (24) Ibid., PP. 185-187
- (25) Ibid., PP. 179-180
- (26) Francis T. Spaulding and others, Op. Cit., PP. 76-77
- (27) 例えば、10,000人以上の人口を有する都市における junior high school の設立状況を見ると、1922年には全国で510校(34.6%)、1926年には980校(31.5%)、1930年には、1,363校(26.6%)となっている。U. S. Department of the Interior, Office of Education, " Biennial Survey of Education in the United States", Bulletin, 1931, No. 20, P. 14
- (28) 真田幸憲『ハイスクール研究』牧書房 昭和23年 P. 54参照。
- (29) Francis T. Spaulding and others, Op. Cit., P. 78

- 30 William A. Smith ,Op. Cit., P.187
- 31 Calvin O. Davis ,Op. Cit., P. 4
- 32 阿部重孝『欧米学校教育発達史』目黒書店 昭和 26年 PP. 618 - 623
- 33 Thomas H. Briggs ,Op. Cit., P. 98 , Table XIV
- 34 Ibid., PP. 119-120
- 35 Ibid., PP. 121-122
- 36 Ibid., PP. 122 なお合計が 100 %を超えているのは、二つ以上を兼ねている学校があるためである。
- 37 Francis T. Spaulding and others , Op. Cit., PP. 274 - 275
- 38 Rudyard K. Bent, Henry H. Kronenberg, Op. Cit., P. 136
- 39 NEA, "The Articulation on the Units of American Education - Seventh Yearbook", 1929, PP. 128-132
- 40 Thomas H. Briggs ,Op. Cit., PP. 101-102
- 41 Ibid., P. 105
- 42 Ibid., P. 104, Table XV この調査の中で「他の条件」の項目については、該当するものをいくつでも選べることになっている。
- 43 Ibid., PP. 100-101
- 44 NEA ,Op. Cit., PP. 127-128
- 45 Ibid., PP. 130-131
- 46 Ibid., P. 128
- 47 Thomas H. Briggs ,Op. Cit., PP. 123-124
- 48 Ibid., P. 99